

改正後			改正前		
埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例			埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例		
(略)			(略)		
項	名称	主たる事務所の所在地	項	名称	主たる事務所の所在地
1～ 3	(略)	(略)	1～ 3	(略)	(略)
4	NPO法人TSUBASA	埼玉県 <u>羽生市東七丁目十四番地八</u>	4	NPO法人TSUBASA	埼玉県 <u>新座市中野二丁目二番二十二号</u>
5～ 7	(略)	(略)	5～ 7	(略)	(略)